

<活動組織>

1. 対象となる活動組織について

- (問 C-1-1) 活動組織の構成員として認められる者の例は。
- (問 C-1-2) 団体の規約が別にある場合でも、新たに作成しなければなりませんか。【千】
- (問 C-1-3) 活動組織設立日とはいつのことを指すのですか。【千】

2. 対象森林について

- (問 C-2-1) 3か年の活動計画期間内に森林経営計画（森林施業計画）を立てた場合、本交付金の対象となりますか。【千】
- (問 C-2-2) 登記簿地目「畑」だが、農業委員会の発行する非農地証明を取得すれば対象森林としてよいですか。【千】
- (問 C-2-3) 国有林野内での活動に対しても活用可能ですか。
- (問 C-2-4) 過去に他事業を実施した場所で作業を行った場合、交付対象になりますか。
- (問 C-2-5) 森林経営計画または森林施業計画が策定された森林での活動申請が認められるのは、どのような場合ですか？
- (問 C-2-7) 本交付金の支援対象である「森林」とはどのような場所をいうのですか。（例えば、耕作放棄地は含まれますか）
- (問 C-2-8) 保安林での活動も対象となりますか。【千】
- (問 C-2-9) 複数の活動場所がある場合の活動計画書の作成方法は。【千】

3. 交付金算定面積について

- (問 C-3-1) 活動の規模要件は。
- (問 C-3-2) 点在する0.1ha未満の森林を集積して0.1ha以上にすることは可能ですか。
- (問 C-3-3) 面積を算定するとき、小数第2位の扱いはどうなりますか。
- (問 C-3-4) 小数第2位まで認めた場合に交付申請はどのように記載しますか。
- (問 C-3-6) 1年目に地域環境保全タイプで伐採・集積を行い、2年目に森林資源利用タイプで運び出す場合、2年目の面積はどのように算定すれば良いですか。

4. 森林所有者との協定について

- (問 C-4-1) 協定期間はどの程度の期間結べば良いですか。【千】
- (問 C-4-2) 1年目に間伐を行い、その後は3年間でその場所での活動予定が無い場合でも3年間の協定が必要ですか。
- (問 C-4-3) 活動団体と森林所有者との協定を省略できるケースはありますか。
- (問 C-4-4) 協定締結にあたり、対象となる土地が相続登記をされていない場合の協定書の添付書類は？
また、市町村が発行する『固定資産評価証明』に記載の「相続人」のみと協定を締結すればよいですか？【千】
- (問 C-4-5) 活動場所となる森林が共有林（複数の地権者）で実質は地元の町会が管理している場合、町会長と協定を結べば対象となりますか。【千】
- (問 C-4-6) 県の里山活動協定に基づき協定を締結していますが、新たに協定を締結する必要がありますか。【千】

5. 対象活動について

- (問 C-5-1) 他の事業の助成を受けている団体等が行う活動も対象となりますか。
- (問 C-5-2) 森林の見回りのみの活動は交付対象になりますか。
- (問 C-5-3) 要領の活動内容欄に記載されている活動であれば、そのうち一つでも行えば交付金がもらえますか。
- (問 C-5-5) 活動を全額委託で行いたいが、活動面積の一部について全額委託を行い、後は見回りを行えば、全活動面積分の交付金がもらえますか。
- (問 C-5-6) 3年間同じ場所で同じタイプの事業を続けて行っても構いませんか。【千】

6. 活動の目安、活動記録・証拠の残し方について

- (問 C-6-1) 活動はどの程度行えば良いですか。
- (問 C-6-2) 活動を確認してもらうための情報はどのように残せばよいですか。活動記録の必須要件は何ですか。

7. 交付金の使途について

a. 交付金使途全般

- (問 C-7-a-1) 活動推進費を5万円で作成できる場合でも、15万円で要求する必要がありますか。
- (問 C-7-a-2) 活動交付金の使途について、各取組タイプごとに振り分けて支出・整理しなければいけませんか。(例えば地域環境保全タイプの里山林保全活動と侵入竹除去の取組を両方行う場合、取組ごとに機器や燃油代の区別をすることは困難。)
- (問 C-7-a-3) 事業を実施した結果、活動組織内での交付金の減額が必要となったが30%未満の減額であっても届出は必要ですか。
- (問 C-7-a-4) 交付金を使い切れなかった場合は、どうなりますか。
- (問 C-7-a-5) 3年間の活動が継続できなくなった場合、交付金返還をする必要がありますか。
- (問 C-7-a-6) 消費税の取扱に関して注意がありますか。
- (問 C-7-a-7) 活動推進費とはどのような使い方が認められるのですか。
- (問 C-7-a-8) 協議会が認める交付金返還にあたらぬ場合とは。【千】
- (問 C-7-a-9) 交付金の振込先として既存の通帳でも構いませんか。【千】
- (問 C-7-a-10) 補助対象となる期間はいつからですか。【千】
- (問 C-7-a-11) 次年度より事業を行いたいのですが。【千】
- (問 C-7-a-12) 次の場合は、必要経費として認められますか。①活動組織構成員の所有する車両や機材等を借りる場合、②活動組織構成員が経営する会社等からの物品等(資機材や各種消耗品等)の調達【千】

b. 構築物・資機材・消耗品

- (問 C-7-b-1) 活動の委託をする場合及び資機材を購入する場合、契約の条件はありますか。
- (問 C-7-b-2) 資機材・施設の上限額はありますか。
- (問 C-7-b-3) 3年間の活動後の機材・施設の所有権はどうなりますか。【千】
- (問 C-7-b-4) あずまやや炭焼き小屋を作成したいが、以下のそれぞれの場合に交付金の対象となりますか。
①資材を購入し、後は自分たちで設置する。 ②設置費を含めて購入する。
- (問 C-7-b-5) 資機材を購入する際には必ずリースと比較しなくてははいけませんか。
- (問 C-7-b-6) 機材の交換部品として刃等を購入したいが購入可能ですか。
- (問 C-7-b-7) 構築物を整備する場合に使用するボルト、釘等のパーツの扱いは。
- (問 C-7-b-8) 消耗品と資機材の分け方はどうすれば良いですか。
- (問 C-7-b-9) 消耗品費や資機材費で中古の商品を購入したいが良いですか。
- (問 C-7-b-10) あずまやとはどういうものですか。【千】
- (問 C-7-b-11) 資機材の対象として苗木がありますが、果樹も対象となりますか。【千】

c. 委託

(問 C-7-c-1) 活動の委託をする場合及び資機材を購入する場合、契約の条件はありますか。

d. 人件費(日当)

(問 C-7-d-1) 日当を支払うに当たり、領収書等は必要ですか。

(問 C-7-d-2) 日当等に係る源泉徴収は行わなければいけませんか。

(問 C-7-d-4) 日当に交通費を含めることは可能ですか。【千】

e. その他(対象用途の確認)

(問 C-7-e-1) 活動組織の交付金の用途として、次のものは認められますか。①飲食費 ②土地の借上料

(問 C-7-e-2) 活動組織の構成員に安全講習等の講師の依頼を行う場合、講師に対する謝金は認められますか。【千】

(問 C-7-e-3) 交通費は認められますか。【千】

(問 C-7-e-4) 傷害保険は年間契約でも全額交付対象となりますか。【千】

(問 C-7-e-5) 本交付金を受けるための事務でかかった人件費、消耗品等は対象となりますか。【千】

f. 事務

(問 D-2-2) 皆伐は対象となりますか。

(問 C-7-f-1) 口座利子が発生した場合の取扱いは。

(問 C-7-f-2) 日当の支払いや物品の購入の際の振込手数料について、交付金の対象ですか。

(問 C-7-f-3) 事業費とはどのような費用のことですか。

■ D<タイプ別(地域環境保全タイプ)>

P. 13

1. 面積の算定について

(問 D-1-1) 作業道等の作設・修繕、土留め柵・鳥獣害防止柵を設置する場合や林道の法面を刈り払う場合の面積の算出方法は。【千】

2. 対象活動の要件

(問 D-2-1) 間伐は対象となりますか。

(問 D-2-2) 皆伐は対象となりますか。

(問 D-2-3) 竹林整備として認められるのはどのような状態ですか。【千】

(問 D-2-4) 対象森林内であれば、農作物の被害を防止するために鳥獣害防止柵を設置してもよいですか。

3. 交付金の使途

(問 D-3-1) 木を伐採した後に廃棄物として焼却等の処理をする場合、どこまでが交付金対象となりますか。

■ E<タイプ別(森林資源利用タイプ)>

P. 14

1. 面積の算定について

(問 E-1-1) 薬用植物や花木等の特用林産物の採取や生産で交付金を受ける際の面積の算定はどのように行うのですか。

2. 対象活動の要件

(問 E-2-1) 間伐は対象となりますか。

(問 E-2-2) 活動内容の木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工の中の加工は何を想定していますか。

(問 E-2-3) 活動の成果として収入があっても差し支えありませんか。

(問 E-2-4) 薪ストーブ・ボイラー等の設置場所はどのような場所であれば認められますか。

3. 交付金の使途

(問 E-3-1) 木を伐った後に利用する場所まで材を持って行きたいが、対象となりますか。

(問 E-3-2) 薬用植物の採取、生産は対象となりますか。また、薬用植物以外でも対象ですか。

1. 交付金単価の考え方

- (問 F-1-1) 年度内に活動を複数回行う場合、5万円×活動回数が交付金となるが、必ず1回当たり5万円を使わなければならないですか。
- (問 F-1-2) 森林空間利用タイプで、1回の開催で連続して実施する場合の（例えば2泊3日）の交付単価はどうなりますか。

2. 対象活動の要件

- (問 F-2-1) 森林空間利用タイプの規模要件の「1回の開催につきおおむね10名以上の参加者を伴うこととする」という部分の「おおむね10名以上」と「参加者」とは具体的に何ですか。
- (問 F-2-2) 環境教育の参加者は、県内・県外を問わないですか。
- (問 F-2-3) 森林環境教育で参加費を徴収することは可能ですか。
- (問 F-2-4) 室内での座学を考えているが、対象となりますか。【千】
- (問 F-2-5) 空間利用タイプの中の森林レクリエーションでは、どのような経費が認められますか。

3. 交付金の使途

- (問 F-3-1) 植樹体験やきのこの菌うち体験を行いたいが、苗木やきのこの菌を消耗品として購入することは可能ですか。
- (問 F-3-2) イベントを実施するにあたり、事前に参加者に対する安全管理の研修を受ける場合は交付金の対象となりますか。【千】
- (問 F-3-3) 森林環境教育を実施する際、参加者への食料費は対象となりますか。

4. 活動の目安、活動記録・証拠の残し方について

- (問 F-4-1) 空間利用タイプを実施した場合の証拠はどのように残すのですか。【千】

- (問 G-3) 会計検査はどこが対応するのですか。

＜活動組織＞

1. 対象となる活動組織について

(問 C-1-1) 活動組織の構成員として認められる者の例は。

(答) 構成員は3名以上とし、森林所有者、地域住民、自治会、NPO法人、森林組合、生産森林組合、林業者、企業等が構成員になれます。なお、これらのうち、法人や団体については、その構成員や従業員等が3名以上いれば団体単独で活動組織となることもできます。

(問 C-1-2) 団体の規約が別にある場合でも、新たに作成しなければなりませんか。【千】

(答) 本交付金の活用にあたっては、国の要領に定められている書類の調製、整備が大前提となりますので、規約(例)に沿って新たに作成してください。

なお、NPO法人の場合は、定款等により「活動に際し必要な事項は別に定める」という記載があると思われるので、その規定により、定款等に記載のない事項は別に定めてください。

(問 C-1-3) 活動組織設立日とはいつのことを指すのですか。【千】

(答) 活動組織は、本交付金の活動をするための組織であるため、当該組織が実施要領に沿う形で規約等を総会等で決定し施行された日とします。

2. 対象森林について

(問 C-2-1) 3か年の活動計画期間内に森林経営計画(森林施業計画)を立てた場合、本交付金の対象となりますか。【千】

(答) 地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプの場合は、森林経営計画を樹立した日以降は本交付金を利用できないことに留意願います。協定締結者の間で十分協議してください。なお、森林空間利用タイプについては、森林経営計画樹立以降も本交付金を利用できます。

(問 C-2-2) 登記簿地目「畑」だが、農業委員会の発行する非農地証明を取得すれば対象森林としてよいですか。【千】

(答) 計画書に非農地証明の写しを添付することで、対象森林とすることができます。

千葉県においては、非農地証明の申請受付及び交付は各市町村(委譲市である千葉・流山・我孫子を除く)の農業委員会で行います。(証明は知事名)

現地確認を要するため、交付までに1~2カ月かかることがあります。また、その他その土地に関する規制があり、本事業の取組みができない場合は対象外です。

(問 C-2-3) 国有林野内での活動に対しても活用可能ですか。

(答) 国有林野内の活動に対しても、国(森林管理署等)との協定を締結すること(既存の協定の利用を含む)で活用可能です。申請にあたっては森林管理局に事前によくご相談ください。

具体的な国有林の制度としては、ふれあいの森などの協定締結による国民参加の森林づくり(森林資源利用タイプを除く)や共用林野制度(地域環境保全タイプを除く)を活用することが可能。

また、分収造林制度についても造林者と協定を締結することで活用可能です(森林資源利用タイプを除く)。

(問 C-2-4) 過去に他事業を実施した場所で作業を行った場合、交付対象になりますか。

(答) 同じ場所でも過去であれば、交付対象としてかまいません。ただし、二重補助になる場合や過去の事業の効果を減ずる場合等は交付対象となりません。

(問 C-2-5) 森林経営計画または森林施業計画が策定された森林での活動申請が認められるのは、どのような場合ですか。【千】

(答) 上記計画策定地においては、森林空間利用タイプのみ認められます。

(問 C-2-7) 本交付金の支援対象である「森林」とはどのような場所をいうのですか。(例えば、耕作放棄地は含まれますか)

(答) 「森林」とは木竹が集団して生育している土地及びその上にある立木竹または、その土地の状態から社会通念上立木竹の生育に供されると客観的に認められる土地を言いますが、この場合、単に現況として木竹が集団して生育しているだけでなく、面積的に一定の広がりをもって、長期的に木竹の集団的な生育の用に供される土地である必要があります。

なお、農地や墓地については、関係法制度に基づき、それぞれ農地や墓地の用に供される土地とされたものであることから、現況としては木竹が集団して生育しているだけでなく、農地であれば非農地証明を取得すること、墓地であれば都道府県知事等の廃止許可を得ていることが必要です。この他にも関係法制度に基づき、木竹の生育とは異なる用途に供されることになっている土地(例:河川区域)についても対象となりません。(これらのことから、耕作放棄地では木竹が集団して生育している場合でも、非農地証明を取得するまでは本交付金の支援対象である「森林」ではありません。)

(問 C-2-8) 保安林での活動も対象となりますか。【千】

(答) 可能ですが、保安林にはその指定ごとに「指定施業要件」があり、森林整備(下草刈りや落葉かき等も含む)に際し知事の許可や届け出が必要となる場合があります。

保安林制度については、県林業事務所にお問い合わせください。

(問 C-2-9) 複数の活動場所がある場合の活動計画書の作成方法は?【千】

(答) ひとつの協定につき、活動計画書及び採択申請書を作成する必要があります。

複数箇所で行う場合でも、1活動組織あたりの交付金の上限額の規定がありますので、採択通知等は複数の協定地分を合算して通知します。

3. 交付金算定面積について

(問 C-3-1) 活動の規模要件は。

(答) 所有者と合意(協定を締結)すべき最小面積は0.1ha以上です。

なお、1組織あたりの年間の交付金の上限である500万円を超える場合、対象森林面積は0.1ha単位で500万円を超える最小の面積とし、申請額は500万円を超える範囲を切り捨ててください。

また、1団体当たりの上限額は、当該組織が申請する活動推進費(15万円上限。初年度申請団体のみ)、地域環境保全タイプの活動費(16万円/haまたは38万円/ha)、森林資源利用タイプの活動費(16万円/ha)、森林空間活用タイプの活動費(年間12回上限、5万円/回)資機材の購入費(購入額の1/2以内)それぞれの交付金額を合算したものです。

(問 C-3-2) 点在する 0.1ha 未満の森林を集積して 0.1ha 以上にすることは可能ですか。

(答) 0.1ha 未満の点在する森林はカウントできません。

(問 C-3-3) 面積を算定するとき、小数第 2 位の扱いはどうなりますか。【千】

(答) 地域協議会において対象森林の実測を行った場合は、小数第 2 位まで認められます。それ以外の場合は、小数第 2 位は切り捨ててください。

(問 C-3-4) 小数第 2 位まで認めた場合に交付申請はどのように記載しますか。

(答) 対象面積等には少数第 2 位まで記載し、交付申請は 1,000 円単位のため、1,000 円未満は切り捨てて申請してください。

(問 C-3-6) 1 年目に地域環境保全タイプで伐採・集積を行い、2 年目に森林資源利用タイプで運び出す場合、2 年目の面積はどのように算定すれば良いですか。

(答) 1 年目に伐採を実施した面積から材を集めているため、2 年目の面積は 1 年目の面積と同じものとして算定してください。

4. 森林所有者との協定について

(問 C-4-1) 協定期間はどの程度の期間結べば良いですか。【千】

(答) 3 年以上としてください。

(問 C-4-2) 1 年目に間伐を行い、その後は 3 年間でその場所での活動予定が無い場合でも 3 年間の協定が必要ですか。

(答) 1 年目で間伐が終了しても、対象森林面積が転用により減少すること（遡って交付金の返還を求められる）が無いよう、また、2 年目、3 年目においても必要に応じて鳥獣害や気象災害等への対応など、計画変更等で取組が実施できるように 3 年間の協定を結ぶことが必要です。

(問 C-4-3) 活動団体と森林所有者との協定を省略できるケースはありますか。

(答) 原則として協定は必須だが、活動団体や活動団体の構成員が森林所有者である場合には、登記簿等の所有や権原が確認できるもので替えることができます。

(問 C-4-4) 協定締結にあたり、対象となる土地が相続登記をされていない場合の協定書の添付書類は？また、市町村が発行する『固定資産評価証明』に記載の「相続人」のみと協定を締結すればよいですか？【千】

(答) 土地の権利が未登記であったり、共有者や未相続である等の場合は、その権利関係や内容を明らかにする契約書や協議書等（→遺言書や遺産分割協議書など）、あるいは、戸籍事項証明書や相続関係図により、必要な権利関係者からの同意が確認できる書類を添付することが必要となります。

つまり、遺産分割協議書や、遺言状がない場合は、対象土地の登記簿に、下記①、②の書類を添付してくださるようお願いいたします。

1 権利関係がわかる書類として、①「戸籍事項証明書」を取得したのち、

2 法定相続人（配偶者や子）すべてから記名、押印していただいた

②「土地使用同意書」

3 このほか、他に土地の権利関係者がいないことを御家族から確認することが必要。

また、「固定資産評価証明」にある「相続人」の記載は「相続人（の1人）であり、その土地に係る固定資産税等の納税義務者である」ことは分りますが、他にも相続人が存在する可能性がありますので、有効な添付書類ではありません

法定相続人すべての同意を得ない協定は、他の相続人がその持ち分を売買したり、活動について非協力的であるなど、のちのトラブルにつながるおそれがあり、ひいては交付金返還等の活動組織の不利益が生じる等の可能性が大きくなりますので、ご注意ください。

(問 C-4-5) 活動場所となる森林が共有林（複数の地権者）で実質は地元の町会が管理している場合、町会長と協定を結べば対象となりますか。【千】

(答) 登記簿を確認いただき「共有林」の登記がされており、町会の規約で「共有林の管理」についての記載があれば土地所有者を町会長として協定を結んでいただくことで対象となります。（協定書に登記簿及び町会の規約を添付してください。）

(問 C-4-6) 県の里山活動協定に基づき協定を締結していますが、新たに協定を締結する必要がありますか。【千】

(答) 県の里山活動協定においては、国の要領に定められている「3年間の事業計画」の記載を求めています。本交付金事業は、土地所有者と活動組織が、当該土地における3年間の事業計画についての同意を得ることが必要ですので、県の活動協定を兼ねることはできません。そのため、新たに協定を締結する必要があります。

5. 対象活動について

(問 C-5-1) 他の事業の助成を受けている団体等が行う活動も対象となりますか。

(答) 経理の区分を確実に行えば可能。

なお、資機材の購入にあたっては、他の助成金との組み合わせはできません。

また、他の助成金が組み合わせ不可としている場合もあるので、ご注意ください。

(問 C-5-2) 森林の見回りのみの活動は交付対象になりますか。

(答) 見回りのみでは対象とならない。森林の整備等の他の活動に資するものとして実施してください。

(問 C-5-3) 要領の活動内容欄に記載されている活動であれば、そのうち一つでも行えば交付金がもらえますか。

(答) 記載されている活動でも、単独では交付金の対象とならないものもあります。例えば、作業道の作設・修繕や土留め柵・鳥獣害防止柵、見回り等は単独では対象外です。

(問 C-5-5) 活動を全額委託で行いたいが、活動面積の一部について全額委託を行い、後は見回りを行えば、全活動面積分の交付金がもらえますか。

(答) もらえません。この場合の交付額は「委託した部分×単価分のみ」です。全活動面積分交付金を受けるなら、刈り払い等の整備(委託部分と同程度の整備までは望みません)をする必要があります。(全面積を委託する場合であれば、委託先で森林整備を行っているため、見回り等の保全管理のみでも可能。)

(問 C-5-6) 3年間同じ場所で同じタイプの事業を続けて行っても構いませんか?【千】

(答) 雑草木の刈払いや、落ち葉掻きなど、交付の対象となる森林の整備保全活動が行われていれば構いません。

6. 活動の目安、活動記録・証拠の残し方について

(問 C-6-1) 活動はどの程度行えば良いですか。

(答) 地形や里山の状況等が地域によって様々なため、一律に定めることはしません。ただし、要領で定める様式 16 号の活動記録や作業写真整理帳によって活動したことを示すとともに、金銭出納簿で本交付金の使途を明確にする必要があります。

(問 C-6-2) 活動を確認してもらうための情報はどのように残せばよいですか。活動記録の必須要件は何ですか。

(答) 要領で定める様式 16 号の活動記録や作業写真整理帳によって活動したことを示すとともに、金銭出納簿や領収証で本交付金の使途を明確にすることが必要です。(日ごとの記録(日時、人数、タイプ、活動内容、写真)とそのリスト、人件費の領収証等)写真は活動の有無を確認する重要な情報となることから、必ず毎回撮影してください。詳細については、採択通知書に添付した地域協議会からの通知等をよくご覧のうえ、遺漏のないよう作成ください。

7. 交付金の使途について

a. 交付金使途全般

(問 C-7-a-1) 活動推進費を 5 万円で作成できる場合でも、15 万円要求する必要がありますか。

(答) 活動推進費については、15 万円を必ず要求する必要はありません。実際にかかる費用を要求してください。

(問 C-7-a-2) 活動交付金の使途について、各取組タイプごとに振り分けて支出・整理しなければいけませんか。(例えば地域環境保全タイプの里山林保全活動と侵入竹除去の取組を両方行う場合、取組ごとに機器や燃油代の区別をすることは困難。)

(答) 取組タイプごとに分けて使う必要はないが、活動計画に位置づけた活動がすべて行われている必要がある。なお、個々の支出ごと(人件費、燃油代、消耗品代、通信費等)に分けて金銭出納簿に整理すること。

(問 C-7-a-3) 事業を実施した結果、活動組織内での交付金の減額が必要となったが 30%未満の減額であっても申請や届出は必要ですか。

(答) 交付金の減額が 30%以上であれば申請が必要。また、30%未満の場合は実績報告時に届出を行うこと。このほかにも軽微な変更のうち、地域協議会が非常に軽微な変更として届出不要とした場合、届出は不要です。(地域協議会に事前に相談すること)

(問 C-7-a-4) 交付金を使い切れなかった場合は、どうなりますか。

(答) 交付金額の 30%以内の減額の場合は、精算行為により地域協議会へ返納してください。通知された交付金額の 30%を超える減額の場合は、採択変更申請書(実施要領の様式第 15 号)を地域協議会長に提出し、承認を受けること。

(問 C-7-a-5) 3年間の活動が継続できなくなった場合、交付金返還をする必要がありますか。

(答) 継続した取組が実施されること、また、地域コミュニティが形成・強化されることが本交付金の目的です。このため、原則として、3年間の活動を継続できなかった場合は、遡って交付金返還をする必要があります。(ただし、協議会が認める場合はこの限りではありません)

(問 C-7-a-6) 消費税の取扱に関して注意がありますか。

(答) 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合(収益事業を行っている団体等)は交付要綱に従い、消費税等相当額を減額して申請する等の手続を行う必要があります。(交付要綱 2 ページ、3 ページ、別記様式第 5 号(18 ページ)参照)

同消費税等相当額が無い場合は消費税を含んだ金額を申請できます。

(免税事業者、簡易課税制度の適用を受ける者等。団体が消費税を含めて申請できる団体であるかわからない場合は、税務署等に問い合わせ確認すること)

交付金と消費税の還付を受けることにより、二重に国費を受けることが無いよう注意してください。

(問 C-7-a-7) 活動推進費はどのような使い方が認められますか。

(答) 活動推進費は、現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等の 3年間の活動に対する準備を含めた活動が対象となります。このため、当面の活動に必要な消耗品の購入や 3年間の活動の計画を立てるための試験的な活動もこの活動推進費の対象とすることができます。

(問 C-7-a-8) 協議会が認める交付金返還にあたらぬ場合とは。【千】

(答) 自然災害等により対象森林面積が減少した場合を想定しています。

なお、都市計画区域内等の森林で、相続が発生したことにより相続人が当該土地を売買し、宅地となった場合などはやむを得ない事情として認められます。

ただし、上記によらない通常の売買等による対象森林の減少は認められませんので交付金返還の必要があります。

(問 C-7-a-9) 交付金の振込先として既存の通帳でも構いませんか。【千】

(答) 当事業専用の通帳が必要になりますので、新規に作成してください。

(問 C-7-a-10) 補助対象となる期間はいつからですか。【千】

(答) 国からの当該年度の交付決定を受け、地域協議会が各活動組織へ採択通知を交付した日(採択通知日)から翌3月初旬までが交付金の対象期間です。

国からの交付決定額によっては、採択申請書に記載いただいた要望額より活動組織への交付額が少なくなる場合があります。

なお、傷害保険料は、事業対象期間のみ助成対象となりますので、月割り計算となります。

採択通知日前行われた活動に要する経費については、交付金の対象外となりますのでご注意ください。

(問 C-7-a-11) 次年度より事業を行いたいのですが。【千】

(答) この事業の要領等は次年度以降からの事業実施も可能とされておりますが、毎年度行う、当該年度の採択審査においては、基本的に前年度より事業を実施している活動組織が優先的に採択されます。また、国の予算額によっては、補助の対象となることは確約できないことをご了承ください。

(問 C-7-a-12) 次の場合は、必要経費として認められますか。

①活動組織構成員の所有する車両や機材等を借りる場合

②活動組織構成員が経営する会社等からの物品等(資機材や各種消耗品等)の調達【千】

(答) ①、②とも「補助事業における利益等排除」の視点により対象外です。

b. 構築物・資機材・消耗品

(問 C-7-b-1) 活動の委託をする場合及び資機材を購入する場合、契約の条件はありますか。

(答) 活動の委託や資機材等の購入については、各地域における一般的・妥当と認められる価格で発注・購入されていれば、契約方法について特に条件はありません。

(問 C-7-b-2) 資機材・施設の上限額はありますか。

(答) 交付金全体で、1活動組織あたり1年間で500万円の上限があります。また、資機材・施設の内容は、活動規模に見合うものであること。

(問 C-7-b-3) 3年間の活動後の機材・施設の所有権はどうなりますか。【千】

(答) 活動組織の所有・管理となります。なお、機材・施設の種類ごとに処分の制限期間があり、その制限期間内に処分すると交付金の返還対象となります。

(問 C-7-b-4) あずまやや炭焼き小屋を設置したいが、以下のそれぞれの場合に交付金の対象となりますか。

①資材を購入し、後は自分たちで設置する。 ②設置費を含めて購入する。

(答) ①資材は資機材費で対象となるが、設置する際の人件費は対象外。

②設置を含めて購入する場合は設置費も併せた額が資機材費の対象となります。

(問 C-7-b-5) 資機材を購入する際には必ずリースと比較しなくてははいけませんか。

(答) 地域において、リースされていない場合や、容易に利用できないことが明らかなものは比較しなくて構いません。それ以外の場合で、リースと比較する際にはどちらが交付金の負担額が小さいかで行います。

例) チッパーを3年間で60日使用する場合

リース 60日×5万円=300万円

購入 400万円×1/2=200万円

このような場合であれば、購入した方が安い（リースの場合は全額交付金であることができるため、リースの全額と購入した場合の購入費の1/2の金額と比較する）ので、事業規模を考えた上で、事業に直接的に必要であれば購入して構いません。

(問 C-7-b-6) 機材の交換部品として刃等を購入したいが購入可能ですか。

(答) 機材の刃等の購入は修理(部品交換)とみなすため資機材での購入は認められませんが、3万未満の軽微な部品購入は消耗品として購入可能。ただし、3万円以上の交換部品の購入は対象外です。

(問 C-7-b-7) 構築物を整備する場合に使用するボルト、釘等のパーツの扱いは。

(答) ボルト、釘等は消耗品であるが、構築物を整備する場合のパーツとして購入する場合は、資材として扱います。

(問 C-7-b-8) 消耗品と資機材の分け方はどうすれば良いですか。

(答) 本事業における消耗品と資機材については、金額ではなく、用途で分けます。

○消耗品は、使用に伴い直接摩耗・消耗するもの

(例: チッパーの替え刃、チェーンソーのエンジンオイル、オノ、カマ、ノコギリ、ナタ)

○資材は構築物の一部(材料)となるものを言うが、構築物全体の耐用年数に比べて著しく早く劣化するものは消耗品として扱うこともできます

(例: 鳥獣害防止柵のネット等、炭焼き窯の耐火煉瓦)

○機材とは、使用に伴い直接摩耗・消耗しない製品(摩耗・消耗部品を含む製品の場合も、新品として購入する際は製品全体を機材として扱う)であり、完成品として調達できるもの

(例: チッパー、チェーンソー、完成品の状態で引き渡されるあずまや)。

(問 C-7-b-9) 消耗品費や資機材費で中古の商品を購入したいが良いですか。

(答) 中古の商品は適正価格や状態が不明確であるため、購入できません。

(問 C-7-b-10) あずまやとはどういうものですか。【千】

(答) 薪や資機材等を置いておくための簡易的な建物を想定していますので、建築確認が必要となるような規模の建物は設置できません。

なお、壁の有無は問いません。休憩施設としての利用も可能ですが、トイレを設置することはできません。(電気の引き込み工事、水道工事等の付随的な工事も不可)

また、森林空間利用タイプで休憩施設が必要という場合でも、森林空間利用タイプでは資機材費は対象外であることに注意してください。

(問 C-7-b-11) 資機材の対象として「苗木」がありますが、果樹も対象となりますか。【千】

(答) 果樹は対象となりません。

c. 委託

(問 C-7-c-1) 活動の委託をする場合及び資機材を購入する場合、契約の条件はありますか。

(答) 活動の委託や資機材等の購入については、各地域における一般的・妥当と認められる価格で発注・購入されていれば、契約方法について特に条件はありません。

d. 人件費（日当）

（問 C-7-d-1）日当を支払うに当たり、領収書等は必要ですか。

（答） 必要です。ない場合は交付金の対象経費として認められません。

（問 C-7-d-2）日当等に係る源泉徴収は行わなければいけませんか。【千】

（答） 活動組織によって異なるため、各地域の税務署にお問い合わせください。

（問 c-7-d-4）日当に交通費を含めることは可能ですか。【千】

（答） 地域外のボランティアが整備活動に参加されることもあると思われますので、交通費を日当に含めることも可能です。ただし、地域協議会において定めた、「森林整備作業等の活動に対する日当」の額以内とし、交通費を併せて支払うことはできません。

また、森林空間利用タイプではイベント参加者の居住地からイベント集合場所までの交通費は認められません。

e. その他（対象使用の確認）

（問 C-7-e-1）活動組織の交付金の使用として、次のものは認められますか。

① 飲食費 ② 土地の借上料

（答） ① 飲食代として認められるものは、森林整備活動時等における活動組織構成員の昼食代は認められます。アルコール類は不可。（森林空間利用タイプでは、イベント参加者（活動組織の構成員を除く）への昼食代は認められません。）

② 土地の借上料は、活動に対する支援とはみなせないため、不可。

（問 C-7-e-2）活動組織の構成員に安全講習等の講師の依頼を行う場合、講師に対する謝金は認められますか。【千】

（答） 講師謝金は外部招聘（活動組織構成員以外）の場合のみ認められます。構成員に対しては通常の作業に要する日当の範囲内での支払いとなります。

（問 C-7-e-3）交通費は認められますか。【千】

（答） 活動組織構成員や外部招聘講師にかかる交通費については認められません。地域協議会で別途定める日当及び謝金の範囲内での支払いとなります。

なお、森林空間利用タイプにおいてイベント等の実施にあたり、構成員以外の参加者を最寄り駅からその会場である事業対象森林まで送迎する場合等の借上げバス代はこの交付金から支出できますが、その範囲は事業対象森林のある都道府県内の移動に限ります。また、高速道路料金は対象外です。

（問 C-7-e-4）傷害保険は年間契約でも全額交付対象となりますか。【千】

（答） 年間契約の場合は、交付対象期間の月数のみ対象です。

なお、保険契約にあたってはイベントや活動ごとに単発で保険に加入する場合とどちらが適当か比較し、より適しているものを選択してください。

（問 C-7-e-5）本交付金を受けるための事務でかかった人件費、消耗品等は対象となりますか。【千】

（答） 証拠書類（領収書や活動写真）の整理や、地域協議会等に提出を要する書類の作成に要する人件費や紙代等の消耗品は対象となりません。ただし、「翌年度以降の作業見込を立てる話し合い等の森林整備をするうえで必要と認められる活動」は対象となります。この場合でも、話し合いの様子等の活動記録（写真等）を残す必要があります。

f. 事務

(問 C-7-f-1) 口座利子が発生した場合の取扱いは。

(答) 「その他の収入」として経理して差し支えありません。

(問 C-7-f-2) 日当の支払や物品の購入の際の振込手数料について、交付金の対象ですか。

(答) 対象となりません。

(問 C-7-f-3) 事業費とはどのような費用のことですか。

(答) 本交付金の事業で支出された費用であり、国庫交付金のほか資機材を購入した際の自己資金分や、自己資金を使って本交付金の事業で支出した費用が含まれます。

ただし、自己資金を使ったが、本交付金で認められていない用途で支出した費用は含まれません。

■ D<タイプ別 (地域環境保全タイプ) >

1. 面積の算定について

(問 D-1-1) 作業道等の作設・修繕、土留め柵・鳥獣害防止柵を設置する場合や林道の法面を刈り払う場合の面積の算出方法は。【千】

(答) 森林整備の一環として、作業道や緩衝帯等の周辺の森林も整備することを想定しているため、「作業道等の作設のみ」、「土留め柵の設置のみ」等の上記の取組みだけを行う場合は本交付金の対象外です。必ず周辺森林の整備と併せて実施してください。

とくに、歩道（遊歩道含む）の作設においては、作設した歩道の先の森林において森林整備活動を行う場合や、森林環境教育を行う等の目的があつての作設であれば対象となります。この場合の面積の算出方法は、歩道等の延長面積ではなく、作設した歩道の先にある整備等を行う森林の面積です。

2. 対象活動の要件

(問 D-2-1) 間伐は対象となりますか。

(答) 間伐は対象となります。ただし、間伐をする場合は、集積までは行い、可能な限り搬出（林内利用できるものは林内利用）をすること。

(問 D-2-2) 皆伐は対象となりますか。

(答) 対象となる皆伐については次の①、②のとおり。

①群状に伐採する場合:1 伐区 1ha 未満で 20m 以上の保存帯を設けること。

②帯状に伐採する場合:伐採幅は主伐木の平均樹高の 2 倍までとし、20m 以上の保存帯を設けること。

※ 各種規制がかかっている場合には、それらをすべて満たすことが必要。

※ 上記①,②の要件を担保するため、隣接する森林所有者との合意形成が必要な場合があることに留意願います。(森林資源利用タイプも同様)

(問 D-2-3) 竹林整備として認められるのはどのような状態ですか。【千】

(答) 竹や笹が繁茂しており、もともと生育している木の成長が阻害されている区域で、竹等の侵入により、他の一般的な雑草とは異なり刈り払い等に相当の手間がかかると地域協議会が認めたものです。なお、採択申請書に添付する事業計画書を策定する際は図側等により対象面積を算定してください。後日現地の確認(実測等)を行います。

(問 D-2-4) 対象森林内であれば、農作物の被害を防止するために鳥獣害防止柵を設置してもよいですか。【千】

(答) 事業対象森林内であれば、対象が森林に入る鳥獣、出る鳥獣のどちらであっても認められます。設置場所等については、土地所有者とよく話し合ってください。

3. 交付金の使途

(問 D-3-1) 木を伐採した後に廃棄物として焼却等の処理をする場合どこまでが交付金の対象となりますか。

(答) 処理をする際に、活動団体自らが現場から持ち出す際の燃油代、人件費を対象とすることができます。ただし、都道府県内の輸送に限ります。また、高速道路利用料は対象外です。(都道府県外への輸送であっても隣接する市町村への輸送であること。ただし地域協議会が認める場合はこの限りではありません)

■ E <タイプ別(森林資源利用タイプ)>

1. 面積の算定について

(問 E-1-1) 薬用植物や花木等の特用林産物の採取や生産で交付金を受ける際の面積の算定はどのように行いますか。

(答) 薬用植物等の採取や生産とともに、対象森林すべてを面的に整備する活動も併せて行うこととし、当該活動の面積を算定してください。

2. 対象活動の要件

(問 E-2-1) 間伐は対象となりますか。

(答) 対象となります。ただし、森林資源利用タイプで行う場合は利用を目的として搬出をすることが必要です。(林内利用でも可)

(問 E-2-2) 活動内容の木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工の中の加工は何を想定していますか。

(答) 未利用資源の伐採・搬出等の森林整備の作業に対する支援を主目的としているため、加工については、しいたけ原木や伝統工芸品等の原料としての丸太、特別な燃焼機材を必要としない薪や炭といったものを生産する簡易な加工を想定しています。

このため、資機材購入についてもブリケット製造器(薪等を高圧で固める装置)やペレット製造器等は認められません。(利用機材としてのペレットストーブ等も同様)

(問 E-2-3) 活動の成果として収入があっても差し支えありませんか。

(答) 差し支えありません。

(問 E-2-4) 薪ストーブ・ボイラー等の設置場所はどのような場所であれば認められますか。

(答) 活動組織の事務所や不特定多数が利用する施設(公的機関でなくとも良い)に設置し、対象森林からの材を50%以上利用するのであれば認められます。ただし処分制限期間中の管理は活動組織が責任を持って行うことが必要です。

○3. 交付金の使途

(問 E-3-1) 木を伐った後に利用する場所まで材を持って行きたいが、対象となりますか。

(答) 利用する場所まで、活動団体自らが現場から持ち出す際の燃油代、人件費を対象とすることができます。ただし、都道府県内の輸送に限ります。また、高速道路利用料は対象外です。(都道府県外への輸送であっても隣接する市町村への輸送であること。ただし地域協議会が認める場合はこの限りではありません)

(問 E-3-2) 薬用植物の採取、生産は対象となりますか。また、薬用植物以外でも対象ですか。

(答) 森林由来の生薬の原料となる薬用植物(クロモジ、キハダ、ホウノキ、オウレン等)の採取、生産のほか、当該採取等を行う森林の整備(下草刈りや除間伐、歩道整備等)が対象となります。

また、薬用植物以外でも、森林内でのコウゾ、ミツマタ、花木(シキミ、サカキ等)、枝葉の採取、生産についても同様に対象となります。

■ F <タイプ別 (森林空間利用タイプ) >

1. 交付金単価の考え方

(問 F-1-1) 年度内に活動を複数回行う場合、5万円×活動回数が交付金となるが、必ず1回当たり5万円を使わなければならないですか。

(答) 交付金(5万円×実施回数)は必ず1回当たり5万円使わなければならないということではなく、年度内の活動で割り振って使うことが可能です。

(問 F-1-2) 森林空間利用タイプで、1回の開催で連続して実施する場合の(例えば2泊3日)の交付単価はどうなりますか。

(答) 通常、1回当たり5万円の交付は、1日の行程を考えています。ただし、1回当たりの活動日数が連続する活動の場合は、1日当たり5万円を交付することとする。(2泊3日の場合は15万円が交付される。)ただし、宿泊代は本交付金の対象外です。

2. 対象活動の要件

(問 F-2-1) 森林空間利用タイプの規模要件の「1回の開催につきおおむね10名以上の参加者を伴うこととする」という部分の「おおむね10名以上」と「参加者」とは具体的に何ですか。

(答) 「おおむね10名以上」は8名以上のことをいい、「参加者」は活動組織構成員以外の参加者のことを指します。

(問 F-2-2) 環境教育の参加者は、県内・県外を問わないですか。

(答) 問いません。

(問 F-2-3) 森林環境教育で参加費を徴収することは可能ですか。

(答) 可能です。ただし、参加費を徴収する場合、その参加費は本交付金の空間利用タイプの取組に充てる必要がありますので、金銭出納簿に計上してください。

(問 F-2-4) 室内での座学を考えているが、対象となりますか。【千】

(答) 本交付金事業は、森林を利用する(立ち入る)ことが重要であるため、環境学習等を行う場合でもすべてを屋内での座学とする場合は、本交付金の対象外です。

ただ、参加者の体力や開催時期(夏季等)を勘案し、例えば

① 6時間の活動のうち、1時間程度を屋内での講義にする(単発イベントの場合)

② 3日間で1講座行う等の場合、半日を座学にする 等、

イベントに要する時間の2割以内程度であれば屋内での活動も対象といたします。

なお、急な天候の変化等の場合は上記によらず、柔軟に対応してください。

(問 F-2-5) 空間利用タイプの中の森林レクリエーションでは、どのような経費が認められますか。

(答) 森林内で行うレクリエーションの募集に係る費用や講師謝金、森林内にイベントで入る際に必要になるもの(ヘルメットやゼッケン等)が対象となります。森林内で行われるイベントに要する経費であれば何でも対象となるということではありませんので、ご注意ください。例えば、森林内でマウンテンバイクを使って森林の空間を利用するという場合、マウンテンバイクを購入またはレンタルする費用や、マウンテンバイクを森林内に運び込むための費用等は対象とはなりません。

3. 交付金の使途

(問 F-3-1) 植樹体験やきのこの菌うち体験を行いたいが、苗木やきのこの菌を消耗品として購入することは可能ですか。

(答) 地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプについて、苗木やきのこの菌は資機材として取り扱うが、苗木(果樹は不可)やきのこの菌、肥料や原木等を体験学習のための教材(森林空間利用タイプ)として使用する場合は、消耗品として購入して構いません。

ただし、機械や構築物等の資材については消耗品として購入することは認められません。

(問 F-3-2) イベントを実施するにあたり、事前に参加者に対する安全管理の研修を受ける場合は交付金の対象となりますか。【千】

(答) 本交付金事業の実施に必要な安全管理の研修(安全講習、機械取扱講習等)を受ける際の受講料等は対象経費となります。森林空間利用タイプの支援額である5万円/回の中から支出することができます。想定される経費は下記のとおりです。

① 対象森林内に講師を招いて技術講習等を行う場合

・講師謝金(千葉県においては上限20,000円(旅費相当を含む))、活動組織構成員日当チェーンソー等の燃油代等、作業安全上必要な消耗品(ヘルメット、ひざ当て等)

② 対象森林外で行う研修等(林災防や森林組合等主催の機械取扱講習等)に参加の場合

・受講料及び受講者の日当等(講習場所までの旅費は対象外です)

(問 F-3-3) 森林環境教育を実施する際、参加者への食料費は対象となりますか。

(答) 対象となりません。

4. 活動の目安、活動記録・証拠の残し方について

(問 F-4-1) 空間利用タイプを実施した場合の証拠はどのように残すのですか。【千】

(答) 森林空間利用タイプは、森林空間を利用して行う学習等にかかる経費について支援するものであることから、かならず参加者が森林内に立ち入ることが必要であり、このことをもって1回とカウントします。(ただし、森林内での実施を予定していたものの当日の悪天候等により、やむを得ず屋内での活動に切り替えた場合についてはこの限りではありません。)

なお、規模要件として、「1回の開催につきおおむね10名以上の参加者を伴うこと」と規定されていますので、参加者の人数がわかるよう記録写真を撮ることが必要です。

また、森林整備体験等において、森林内で作業を行う場合は、参加者の安全に配慮し、ヘルメットや作業用手袋等を必ず着用させてください。参加者の安全が配慮されていない場合は、上記の人数要件等を満たしていても、不適な活動とみなし本交付金の経費の対象とすることはできませんのでご注意ください。

(実績報告等に添付された写真から地域協議会が判断します。)

■ G<その他>

(問 G-3) 会計検査はどこが対応するのですか。【千】

(答) 各活動組織単体も会計検査院による検査対象です。

検査対象となった場合は、説明のできる代表者や会計責任者の出席を要します。地域協議会の事務局も検査に立会ますが、活動組織におかれましては、本交付金は公金であることを常に自覚し、

「①本交付金事業の趣旨(要領・要綱等に記載があるか)に沿っているか、

②対外的に説明ができる支出か」の視点により会計書類の調製をお願いいたします。